

\*\*\*\*\*

## 第 6 そ の 他

\*\*\*\*\*

- 1 市税の前納状況累年比較
- 2 市税の徴税に要する経費の累年比較
- 3 市税の税率
  - (1)令和4年度分
  - (2)税率の変遷(平成24年度以降)
- 4 市民税(個人)所得控除額の推移

## 第6 その他

### 1 市税の前納状況累年比較

(単位:人・千円・%)

科目	区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
市民税	前納者数	19,791	18,821	18,959	18,007	17,618	17,490	19,083	18,581	17,210
	前納率(人数)	30.2	30.5	32.0	31.8	32.2	33.3	36.0	36.3	34.4
	前納税額	1,334,463	1,298,952	1,533,503	1,362,567	1,372,513	1,483,369	1,503,557	1,365,661	1,693,947
	前納率(金額)	26.9	26.9	32.0	30.2	30.9	33.8	34.0	32.0	34.3
	前年比(金額)	95.3	97.3	118.1	88.9	100.7	108.1	101.4	90.8	124.0
固定資産税 都市計画税	前納者数	53,911	55,043	56,253	57,404	58,549	60,210	60,836	64,537	61,317
	前納率(人数)	33.8	34.4	35.0	35.5	36.1	36.9	37.2	39.3	37.2
	前納税額	6,404,947	6,458,340	6,653,524	7,079,981	7,125,217	7,492,240	7,423,553	7,831,411	7,236,653
	前納率(金額)	27.8	28.4	28.8	30.3	30.8	31.9	31.3	34.3	30.7
	前年比(金額)	100.2	100.8	103.0	106.4	100.6	105.2	99.1	105.5	92.4
合計	前納者数	73,702	73,864	75,212	75,411	76,167	77,700	79,919	83,118	78,527
	前納率(人数)	32.8	33.3	34.2	34.6	35.1	36.0	36.9	38.6	36.5
	前納税額	7,739,410	7,757,292	8,187,027	8,442,548	8,497,730	8,975,609	8,927,110	9,197,072	8,930,600
	前納率(金額)	27.6	28.1	29.4	30.3	30.8	32.2	31.7	34.0	31.4
	前年比(金額)	99.3	100.2	105.5	103.1	100.7	105.6	99.5	103.0	97.1

(参考) ※平成12年度から前納報奨金制度を廃止

## 2 市税の徴税に要する経費の累年比較

区分		平成30年度	令和元年度	
税収入額	(1)市税	66,500,606	67,152,137	
	(2)個人の県民税	16,286,740	16,626,581	
	(3)合計	82,787,346	83,778,718	
徴税費	人件費	(4)基本給	399,528	416,791
		(5)諸手当	272,245	289,398
		(イ)超過勤務手当	31,754	35,284
		(ロ)税務特別手当	98	100
		(ハ)その他の手当	240,393	254,014
		(6)その他	186,367	188,281
		(7)小計	858,140	894,470
	需用費	(8)旅費	360	491
		(9)賃金	42,213	49,544
		(10)その他	238,149	227,215
		(11)小計	280,722	277,250
	報奨金及びこれに類する経費	(12)納期前納付の報奨金	-	-
		(13)その他	446	470
		(14)小計	446	470
	(15)その他		19,915	21,738
	(16)合計		1,159,223	1,193,928
県民税徴収取扱費	(17)納税義務者数を基準にした金額	600,115	604,823	
	(18)報奨金の額に相当する金額	531	-	
	(19)合計	600,646	604,823	
(20) (16) - (19)		558,577	589,105	
税収入に対する徴税費の割合	(16) / (3)	1.40	1.43	
	(20) / (1)	0.84	0.88	
徴税職員数		134	137	
前年比	徴税費(合計)	93.9	103.0	
	徴税職員数	100.0	102.2	

「市町村税課税状況等の調・第39表」による。

(単位 件、千円、%)

令和2年度	令和3年度	令和4年度(見込)
66,510,358	64,963,748	65,373,364
16,742,204	16,448,969	16,464,406
83,252,562	81,412,717	81,837,770
454,049	448,514	468,622
302,203	306,315	321,617
39,650	46,858	50,053
97	108	256
262,456	259,349	271,308
190,831	187,456	191,719
947,083	942,285	981,958
1,458	1,535	2,474
-	-	-
373,674	295,055	379,200
375,132	296,590	381,674
-	-	-
358	129	267
358	129	267
22,996	24,683	30,046
1,345,569	1,263,687	1,393,945
611,841	614,064	612,277
-	-	-
611,841	614,064	612,277
733,728	649,623	781,668
1.62	1.55	1.70
1.10	1.00	1.20
137	136	136
112.7	93.9	110.3
100.0	99.3	100.0

### 3 市税の税率

(1) 令和4年度分

税目	賦課期日	納税義務者	課税標準及び税率																																				
市民税 (個人)	1月1日	市内に住所を有する個人 市内に住所を有しない個人で市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人	均等割(標準税率) 3,500円 所得割(標準税率) 課税標準額 × 税率 6/100 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">分離課税の税率</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">分離短期</td> <td>一般の短期譲渡所得</td> <td>5.4%</td> </tr> <tr> <td>国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">分離長期</td> <td>一般の長期譲渡所得</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>優良住宅地等に係る長期譲渡所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2千万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td>2千万円超の部分</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td>居住用財産等に係る長期譲渡所得</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6千万円以下の部分</td> <td>2.4%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6千万円超の部分</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上場株式等に係る譲渡所得等</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>未上場株式等に係る譲渡所得等</td> <td>3.0%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>先物取引に係る譲渡所得等</td> <td>3.0%</td> </tr> </tbody> </table>	分離課税の税率		税率	分離短期	一般の短期譲渡所得	5.4%	国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得	3.0%	分離長期	一般の長期譲渡所得	3.0%	優良住宅地等に係る長期譲渡所得		2千万円以下の部分	2.4%	2千万円超の部分	3.0%	居住用財産等に係る長期譲渡所得		6千万円以下の部分	2.4%		6千万円超の部分	3.0%		上場株式等に係る譲渡所得等	3.0%		未上場株式等に係る譲渡所得等	3.0%		先物取引に係る譲渡所得等	3.0%			
分離課税の税率		税率																																					
分離短期	一般の短期譲渡所得	5.4%																																					
	国又は地方公共団体等に対する土地等の譲渡に係る短期譲渡所得	3.0%																																					
分離長期	一般の長期譲渡所得	3.0%																																					
	優良住宅地等に係る長期譲渡所得																																						
	2千万円以下の部分	2.4%																																					
	2千万円超の部分	3.0%																																					
	居住用財産等に係る長期譲渡所得																																						
	6千万円以下の部分	2.4%																																					
	6千万円超の部分	3.0%																																					
	上場株式等に係る譲渡所得等	3.0%																																					
	未上場株式等に係る譲渡所得等	3.0%																																					
	先物取引に係る譲渡所得等	3.0%																																					
市民税 (法人)		市内に事務所、事業所、寮等を有する法人	均等割(標準税率) <table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の資本等の金額の区分</th> <th>従業者数の区分</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超えるもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50人以下のもの</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table> 法人税割(標準税率) 6.0/100	法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円		50人以下のもの	41万円	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円		50人以下のもの	41万円	1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円		50人以下のもの	16万円	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円		50人以下のもの	13万円	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円		50人以下のもの	12万円	上記に掲げる法人以外の法人		5万円
法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)																																					
50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円																																					
	50人以下のもの	41万円																																					
10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円																																					
	50人以下のもの	41万円																																					
1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円																																					
	50人以下のもの	16万円																																					
1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円																																					
	50人以下のもの	13万円																																					
1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円																																					
	50人以下のもの	12万円																																					
上記に掲げる法人以外の法人		5万円																																					
固定資産税 都市計画税	1月1日	土地、家屋、償却資産の所有者	課税標準額: 賦課期日における価格 税率 固定資産税: 1.4/100 都市計画税: 0.3/100																																				
軽自動車税	4月1日	4月1日現在における軽自動車等の所有者又は使用者	○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 90cc超 2,400円 ミニカー 3,700円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 ○二輪の小型自動車 6,000円 ○二輪の軽自動車 3,600円 ○軽自動車(三輪以上) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">税率</th> </tr> <tr> <th>平成21年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)</th> <th>平成21年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両</th> <th>平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>乗用</td> <td>4,600円</td> <td>3,100円</td> <td>3,900円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">四輪</td> <td rowspan="2">乗用</td> <td>自家用</td> <td>12,900円</td> <td>7,200円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>8,200円</td> <td>5,500円</td> <td>6,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">貨物</td> <td>自家用</td> <td>6,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>営業用</td> <td>4,500円</td> <td>3,000円</td> <td>3,800円</td> </tr> </tbody> </table>	車種区分		税率			平成21年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)	平成21年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両	平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両	三輪	乗用	4,600円	3,100円	3,900円	貨物				四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円	営業用	8,200円	5,500円	6,900円	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円	営業用	4,500円	3,000円	3,800円
	車種区分		税率																																				
平成21年3月以前に初めてナンバー取得した車両(重課)			平成21年4月から平成27年3月までに初めてナンバー取得した車両	平成27年4月以降に初めてナンバー取得した車両																																			
三輪	乗用	4,600円	3,100円	3,900円																																			
	貨物																																						
四輪	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円																																		
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円																																		
	貨物	自家用	6,000円	4,000円	5,000円																																		
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円																																		
環境性能割		軽自動車等取得者	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">燃費性能等</th> <th colspan="2">税率</th> </tr> <tr> <th>自家用</th> <th>営業用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車等</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2030年度燃費基準85%達成車(R2基準達成車に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車(R2基準達成車に限る)</td> <td>非課税</td> <td>非課税</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車(R2基準達成車に限る)</td> <td>1.0%</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2030年度燃費基準55%達成車</td> <td>1.0%</td> <td>1.0%</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつ2030年度燃費基準55%未満</td> <td>2.0%</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>上記以外</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <small>           ※ 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで適用される税率です            ※ 「電気自動車等」は、電気自動車及び天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)            ※ ★★★★★:平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車         </small>	燃費性能等	税率		自家用	営業用	電気自動車等	非課税	非課税	★★★★かつ2030年度燃費基準85%達成車(R2基準達成車に限る)	非課税	非課税	★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車(R2基準達成車に限る)	非課税	非課税	★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車(R2基準達成車に限る)	1.0%	0.5%	★★★★かつ2030年度燃費基準55%達成車	1.0%	1.0%	★★★★かつ2030年度燃費基準55%未満	2.0%	2.0%	上記以外												
燃費性能等	税率																																						
	自家用	営業用																																					
電気自動車等	非課税	非課税																																					
★★★★かつ2030年度燃費基準85%達成車(R2基準達成車に限る)	非課税	非課税																																					
★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車(R2基準達成車に限る)	非課税	非課税																																					
★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車(R2基準達成車に限る)	1.0%	0.5%																																					
★★★★かつ2030年度燃費基準55%達成車	1.0%	1.0%																																					
★★★★かつ2030年度燃費基準55%未満	2.0%	2.0%																																					
上記以外																																							
市たばこ税		たばこの卸売販売業者等	売渡し本数 1,000本につき 6,552円																																				
特別土地保有税		土地の所有者又は取得者	(保有分) 課税標準額(取得価格) × 税率 1.4/100 - 固定資産税相当額 (取得分) 課税標準額(取得価格) × 税率 3/100 - 不動産取得税相当額																																				
入湯税		鉱泉浴場における入湯客	入湯客 1人1日 150円																																				
事業所税		事業を行う者	資産割 事業所床面積1㎡当たり 600円 従業者割 従業者給与総額 0.25/100																																				

徴収方法及び納期		備考																																				
<b>普通徴収</b> 1期 6月1日～ 6月30日 2期 8月1日～ 8月31日 3期 10月1日～10月31日 4期 翌年 1月1日～1月31日 ただし、均等割額以下の場合は、6月1日～6月30日 <b>特別徴収</b> 月割額を徴収した月の翌月10日まで ただし、均等割額以下の場合は、7月10日まで	平成24年3月29日改正 (平成26年度から令和5年度まで、均等割を500円加算) (課税標準額) 総所得金額－所得控除額																																					
<b>中間申告</b> 事業年度開始の日以後6月を経過した日の翌日 <b>申告納付</b> から2月以内  <b>確定申告</b> 事業年度終了の日の翌日から2月以内	法人税割(標準税率) 平成26年9月30日までに開始する開始事業年度分又は連結事業年度分 12.3/100 平成26年10月1日から令和元年9月30日までに開始する開始事業年度分又は連結事業年度分 9.7/100 令和元年10月1日から開始する開始事業年度分又は連結事業年度分 6.0/100																																					
<b>普通徴収</b> 1期 4月1日～ 4月30日 2期 7月1日～ 7月31日 3期 12月1日～12月25日 4期 翌年 2月1日～ 2月末日	(免税点) 土地 30万円未満 家屋 20万円未満 償却資産 150万円未満 (課税標準額)																																					
<b>普通徴収</b> 5月1日～5月31日 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">車種区分</th> <th colspan="3">税率(軽課)</th> </tr> <tr> <th>①概ね75%軽減</th> <th>②概ね50%軽減 (乗用車専用に限る)</th> <th>③概ね25%軽減 (乗用車専用に限る)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>乗用</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>2,700円</td> <td>- (適用なし)</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">四輪</td> <td>乗用</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td>貨物</td> <td>1,300円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>1,000円</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> ※初めてナンバー取得した年度の翌年度に限り(1年度分のみ)適用 <b>対象となる車両</b> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>①概ね75%軽減</td> <td>電気自動車 (平成30年排出ガス規制適合または天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物1.0%以上低減))</td> </tr> <tr> <td>②概ね50%軽減</td> <td>ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準 ※</td> </tr> <tr> <td>③概ね25%軽減</td> <td>ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準 ※</td> </tr> </tbody> </table> ※平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限る	車種区分		税率(軽課)			①概ね75%軽減	②概ね50%軽減 (乗用車専用に限る)	③概ね25%軽減 (乗用車専用に限る)	三輪	乗用	1,000円	2,000円	3,000円	貨物	2,700円	- (適用なし)	-	四輪	乗用	1,800円	3,500円	5,200円	貨物	1,300円	-	-			1,000円	-	-	①概ね75%軽減	電気自動車 (平成30年排出ガス規制適合または天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物1.0%以上低減))	②概ね50%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準 ※	③概ね25%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準 ※	
車種区分			税率(軽課)																																			
		①概ね75%軽減	②概ね50%軽減 (乗用車専用に限る)	③概ね25%軽減 (乗用車専用に限る)																																		
三輪	乗用	1,000円	2,000円	3,000円																																		
	貨物	2,700円	- (適用なし)	-																																		
四輪	乗用	1,800円	3,500円	5,200円																																		
	貨物	1,300円	-	-																																		
		1,000円	-	-																																		
①概ね75%軽減	電気自動車 (平成30年排出ガス規制適合または天然ガス軽自動車 (平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物1.0%以上低減))																																					
②概ね50%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準 ※																																					
③概ね25%軽減	ガソリン車・ハイブリッド車で 令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準 ※																																					
<b>当分の間、賦課徴収は岐阜県</b>																																						
<b>申告納付</b> 申告月の翌月末日まで																																						
	平成15年度以降は新たな課税を行わない。																																					
<b>特別徴収</b> 申告月の翌月15日まで																																						
<b>申告納付</b> 法人 事業年度終了の日から2月以内 個人 翌年3月15日まで	(免税点) 資産割 1,000㎡以下 従業者割 100人以下																																					

(2) 税率の変遷(平成24年度以降)

税目	年度	24	25	26	27																																													
市 民 税	個人	均等割 3,000円		3,500円																																														
	所得割	一律 6/100		一律 6/100																																														
法人税	均等割	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法人等の資本等の金額の区分</th> <th>従業者数の区分</th> <th>税率(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">50億円を超えるもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円を超え50億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>175万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>41万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円を超え10億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円を超え1億円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>15万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下のもの</td> <td>50人を超えるもの</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>50人以下のもの</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>上記に掲げる法人以外の法人</td> <td></td> <td>5万円</td> </tr> </tbody> </table>				法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)	50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円	50人以下のもの	41万円	10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円	50人以下のもの	41万円	1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円	50人以下のもの	16万円	1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円	50人以下のもの	13万円	1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円	50人以下のもの	12万円	上記に掲げる法人以外の法人		5万円														
	法人等の資本等の金額の区分	従業者数の区分	税率(年額)																																															
50億円を超えるもの	50人を超えるもの	300万円																																																
	50人以下のもの	41万円																																																
10億円を超え50億円以下のもの	50人を超えるもの	175万円																																																
	50人以下のもの	41万円																																																
1億円を超え10億円以下のもの	50人を超えるもの	40万円																																																
	50人以下のもの	16万円																																																
1千万円を超え1億円以下のもの	50人を超えるもの	15万円																																																
	50人以下のもの	13万円																																																
1千万円以下のもの	50人を超えるもの	12万円																																																
	50人以下のもの	12万円																																																
上記に掲げる法人以外の法人		5万円																																																
法人税割	12.3/100			平成26年10月1日開始 事業年度分から9.7/100																																														
固定資産税		1.4/100																																																
		免税点 土地30万円未満 家屋20万円未満 償却資産150万円未満 (課税標準額)																																																
軽自動車税	軽自動車税(種別割)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原動機付自転車</th> <th>軽自動車</th> <th>乗用</th> <th>営業用</th> <th>5,500円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50cc以下 1,000円</td> <td>二輪 2,400円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>90cc以下 1,200円</td> <td>三輪 3,100円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>90cc超 1,600円</td> <td>四輪以上</td> <td>乗用</td> <td>営業用</td> <td>5,500円</td> </tr> <tr> <td>ミニカー 2,500円</td> <td></td> <td></td> <td>家用</td> <td>7,200円</td> </tr> <tr> <td>○小型特殊自動車</td> <td></td> <td>貨物用</td> <td>営業用</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>農耕作業用 1,600円</td> <td></td> <td></td> <td>家用</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>その他 4,700円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○二輪の小型自動車 4,000円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			原動機付自転車	軽自動車	乗用	営業用	5,500円	50cc以下 1,000円	二輪 2,400円				90cc以下 1,200円	三輪 3,100円				90cc超 1,600円	四輪以上	乗用	営業用	5,500円	ミニカー 2,500円			家用	7,200円	○小型特殊自動車		貨物用	営業用	3,000円	農耕作業用 1,600円			家用	4,000円	その他 4,700円					○二輪の小型自動車 4,000円					以下の車種についてH27年度から変更 (右金額はH27.4.1に初めて 新車登録をした車両の税率) ○軽自動車 三輪 3,100円・3,900円 四輪以上 乗用 営業用 5,500円・6,900円 家用 7,200円・10,800円 貨物用 営業用 3,000円・3,800円 家用 4,000円・5,000円
	原動機付自転車	軽自動車	乗用	営業用	5,500円																																													
50cc以下 1,000円	二輪 2,400円																																																	
90cc以下 1,200円	三輪 3,100円																																																	
90cc超 1,600円	四輪以上	乗用	営業用	5,500円																																														
ミニカー 2,500円			家用	7,200円																																														
○小型特殊自動車		貨物用	営業用	3,000円																																														
農耕作業用 1,600円			家用	4,000円																																														
その他 4,700円																																																		
○二輪の小型自動車 4,000円																																																		
環境性能割																																																		
市たばこ税		1,000本につき4,618円 (旧3級品は2,190円)	H25.4月～ 1,000本につき5,262円 (旧3級品は2,495円)																																															
特別土地保有税		1.4/100(保有分)	3/100(取得分)																																															
入湯税		入湯客 1人1日	150円																																															
事業所税		資産割 600円	従業者割 0.25/100																																															
都市計画税		0.3/100																																																

○原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 90cc超 2,400円 ミニカー 3,700円 ○小型特殊自動車 農耕作業用 2,400円 その他 5,900円 ○二輪の小型自動車 6,000円 ○二輪の軽自動車 3,600円	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">三輪</td> <td>重課</td> <td colspan="3">3,100円</td> </tr> <tr> <td>軽課(グリーン化特例対象車両)</td> <td colspan="3">3,900円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">乗用・ 自家用</td> <td>重課</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>軽課(グリーン化特例対象車両)</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td colspan="3">7,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">乗用・ 営業用</td> <td>重課</td> <td colspan="3">10,800円</td> </tr> <tr> <td>軽課(グリーン化特例対象車両)</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>2,700円</td> <td>5,400円</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">四輪 以上</td> <td>重課</td> <td colspan="3">5,900円</td> </tr> <tr> <td>軽課(グリーン化特例対象車両)</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>1,800円</td> <td>3,500円</td> <td>5,200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物・ 自家用</td> <td>重課</td> <td colspan="3">4,000円</td> </tr> <tr> <td>軽課(グリーン化特例対象車両)</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>1,300円</td> <td>2,500円</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">貨物・ 営業用</td> <td>重課</td> <td colspan="3">3,000円</td> </tr> <tr> <td>軽課(グリーン化特例対象車両)</td> <td>①</td> <td>②</td> <td>③</td> </tr> <tr> <td>重課</td> <td>1,000円</td> <td>1,800円</td> <td>2,800円</td> </tr> </table>	三輪	重課	3,100円			軽課(グリーン化特例対象車両)	3,900円			乗用・ 自家用	重課	①	②	③	軽課(グリーン化特例対象車両)	1,000円	2,000円	3,000円	重課	7,200円			乗用・ 営業用	重課	10,800円			軽課(グリーン化特例対象車両)	①	②	③	重課	2,700円	5,400円	8,100円	四輪 以上	重課	5,900円			軽課(グリーン化特例対象車両)	①	②	③	重課	1,800円	3,500円	5,200円	貨物・ 自家用	重課	4,000円			軽課(グリーン化特例対象車両)	①	②	③	重課	1,300円	2,500円	3,800円	貨物・ 営業用	重課	3,000円			軽課(グリーン化特例対象車両)	①	②	③	重課	1,000円	1,800円	2,800円	※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。 ※平成27年度中に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。 ※重課:平成14年以前に初めてナンバー登録(新車)した車両が対象となります。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、排けん引車を除く) ※軽課:平成27年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成28年度に限り3段階の軽減税率となります。 ①電気自動車、天然ガス自動車 ②ガソリン・ハイブリッド車で平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ32年度燃費基準+20%達成の乗用車及び27年度燃料基準+35%達成の貨物 ③ガソリン・ハイブリッド車で17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、32年度燃費基準達成の乗用車及び27年度燃料基準+15%達成の貨物
			三輪	重課	3,100円																																																																							
		軽課(グリーン化特例対象車両)		3,900円																																																																								
		乗用・ 自家用	重課	①	②	③																																																																						
			軽課(グリーン化特例対象車両)	1,000円	2,000円	3,000円																																																																						
			重課	7,200円																																																																								
		乗用・ 営業用	重課	10,800円																																																																								
			軽課(グリーン化特例対象車両)	①	②	③																																																																						
			重課	2,700円	5,400円	8,100円																																																																						
		四輪 以上	重課	5,900円																																																																								
軽課(グリーン化特例対象車両)	①		②	③																																																																								
重課	1,800円		3,500円	5,200円																																																																								
貨物・ 自家用	重課	4,000円																																																																										
	軽課(グリーン化特例対象車両)	①	②	③																																																																								
	重課	1,300円	2,500円	3,800円																																																																								
貨物・ 営業用	重課	3,000円																																																																										
	軽課(グリーン化特例対象車両)	①	②	③																																																																								
	重課	1,000円	1,800円	2,800円																																																																								
<平成28年度備考>	<平成29年度備考>																																																																											

H28.4月～ 旧3級品は1,000本につき2,925円	H29.4月～ 旧3級品は1,000本につき3,355円
------------------------------	------------------------------



令和元年10月1日開始  
事業年度分から6.0/100

<平成30年度備考>

- ※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。  
 ※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。  
 ※重課:平成17年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。  
 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)  
 ※軽課:平成29年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成30年度に限り3段階の軽課税率となります。  
 ①電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減  
 ②ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+35%達成の貨物  
 ③ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+15%達成の貨物

<令和元年度備考>

- ※平成26年度以前に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、上段の税額となります。  
 ※平成27年度以降に初めてナンバー取得(新車)をした車両は、中段の税額となります。  
 ※重課:平成17年3月以前に初めてナンバー取得(新車)した車両が対象となります。  
 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)  
 ※軽課:平成29年度中に初めてナンバー取得(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両は平成30年度に限り3段階の軽課税率となります。  
 ①電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減  
 ②ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+30%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+35%達成の貨物  
 ③ガソリン・ハイブリッド車で平成30年排出ガス基準50%低減または平成17年度排出ガス基準75%低減達成車であり、かつ平成32年度燃費基準+10%達成の乗用及び平成27年度燃料基準+15%達成の貨物

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+20%達成車	1.0%	0.5%
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車		
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	2.0%	1.0%
★★★★かつ2015年度燃費基準+10%達成車		
上記以外	2.0%	2.0%

※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車(平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)

※ ★★★★★:平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

H30.4月～ 旧3級品は1,000本につき4,000円

H30.10月～ 1,000本につき5,692円

R1.10月～ 旧3級品は1,000本につき5,692円

## &lt;令和2年度備考&gt;

※平成26年度以前に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、上段の税額となります。  
 ※平成27年度以降に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、中段の税額となります。

※重課：初めてナンバー登録（新車）してから13年を経過した車両が対象となります。  
 （電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。）  
 R2対象車 H19年3月以前の登録車両

※軽課：前年度中に初めてナンバー登録（新車）した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り3段階の軽課税率となります。  
 R1対象車 H31年4月からR2年3月登録車両

- ① 電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減
- ② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+30%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+35%達成の貨物
- ③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+10%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+15%達成の貨物

## &lt;令和3年度備考&gt;

※平成26年度以前に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、上段の税額となります。  
 ※平成27年度以降に初めてナンバー登録（新車）をした車両は、中段の税額となります。

※重課：初めてナンバー登録（新車）してから13年を経過した車両が対象となります。  
 （電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。）  
 R3対象車 H20年3月以前の登録車両

※軽課：前年度中に初めてナンバー登録（新車）した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が翌年度に限り3段階の軽課税率となります。  
 R3対象車 R2年4月からR3年3月登録車両

- ① 電気自動車、天然ガス自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減
- ② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+30%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+35%達成の貨物
- ③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準+10%達成の乗用車及びH27年度燃料基準+15%達成の貨物

臨時的軽減による税率		
対象車（自家用の乗用車）	通常の税率	臨時的軽減後の税率 (R1.10.1~R3.3.31)
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準+10%達成車	1.0%	
★★★★かつ2020年度燃費基準達成車	1.0%	
上記以外	2.0%	1.0%

※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車）

※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

R2.10月～ 1,000本につき6,122円

燃費性能等	税率		電気性能別の臨時的軽減による税率	
	自家用	産業用	対象車（自家用の乗用車）	通常の税率 (R3.4.1~R3.12.31)
電気自動車等	非課税	非課税	電気自動車等	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準85%達成車 (R2基準達成車に限る)	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準85%達成車 (R2基準達成車に限る)	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準75%達成車 (R2基準達成車に限る)	非課税	非課税	★★★★かつ2020年度燃費基準75%達成車 (R2基準達成車に限る)	非課税
★★★★かつ2020年度燃費基準60%達成車 (R2基準達成車に限る)	1.0%	0.5%	★★★★かつ2020年度燃費基準60%達成車 (R2基準達成車に限る)	1.0%
★★★★かつ2020年度燃費基準55%達成車	1.0%	1.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準55%達成車	1.0%
★★★★かつ2020年度燃費基準55%未満	2.0%	2.0%	★★★★かつ2020年度燃費基準55%未満	2.0%
上記以外			上記以外	1.0%

※ 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで適用される税率です

※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車）

※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

※ 令和3年12月31日までに取得した自家用乗用車については、税率を1%分軽減する

R3.10月～ 1,000本につき6,552円

三輪	3,100円			
	3,900円			
	重課	軽課(グリーン化特例対象車両)		
	4,600円	1,000円	2,000円	3,000円
	<small>(軽課適用時に限る) (重課適用時に限る)</small>			
	7,200円			
	10,800円			
	重課	軽課(グリーン化特例対象車両)		
	12,900円	2,700円	-	-
	<small>(重課化し)</small>			
	5,500円			
	6,900円			
四輪以上	重課	軽課(グリーン化特例対象車両)		
	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
	4,000円			
	5,000円			
	重課	軽課(グリーン化特例対象車両)		
	6,000円	1,300円	-	-
	3,000円			
	3,800円			
	重課	軽課(グリーン化特例対象車両)		
	4,500円	1,000円	-	-

<令和4年度備考>

※平成26年度以前に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、上段の税額となります。  
 ※平成27年度以降に初めてナンバー登録(新車)をした車両は、中段の税額となります。

※重課：初めてナンバー登録(新車)してから13年を経過した車両が対象となります。  
 (電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車、被けん引車を除く。)  
 R4対象車 H21年3月以前の登録車両

※軽課：前年度中に初めてナンバー登録(新車)した車両で排出ガス性能及び燃費性能の達成基準を満たす車両が年度内に限り軽課税率となります。(車種区分 三輪、四輪乗用営業用については、3段階の軽課税率となります。)  
 R4対象車 R3年4月からR4年3月登録車両

① 電気軽自動車、天然ガス軽自動車で平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス基準値より窒素酸化物10%以上低減  
 ② ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準90%達成車  
 ③ ガソリン・ハイブリッド車でH17年排出ガス基準75%低減またはH30年排出ガス基準50%低減達成車であり、かつR2年度燃費基準達成+令和12年度燃費基準70%達成車

燃費性能等	税率	
	自家用	営業用
電気自動車等	非課税	非課税
★★★★かつ2030年度燃費基準85%達成車(R2基準達成車に限る)	非課税	非課税
★★★★かつ2030年度燃費基準75%達成車(R2基準達成車に限る)	非課税	非課税
★★★★かつ2030年度燃費基準60%達成車(R2基準達成車に限る)	1.0%	0.5%
★★★★かつ2030年度燃費基準55%達成車		1.0%
★★★★かつ2030年度燃費基準55%未満	2.0%	2.0%
上記以外		

※ 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで適用される税率です  
 ※ 「電気自動車等」は、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車  
 (平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車)  
 ※ ★★★★★：平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成車  
 又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成車

4 市民税(個人)所得控除額の推移

区分	年度	24	25	26	27	28	29																								
所得控除	雑損	次のいずれか多い金額 ①損失額－補てん額－総所得金額等×10% ②災害関連支出金額－補てん額－5万円																													
	医療費	支払った医療費－補てん額－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか低い金額) 控除限度額200万円																													
	社会保険料	支払った保険料の額																													
	小規模企業共済等掛金	支払った掛金の額																													
	生命保険料	①生命保険料だけの場合 (単位:円) <table border="1"> <tr><td>～15,000</td><td>全額</td></tr> <tr><td>15,001～40,000</td><td>支払保険料×1/2+7,500</td></tr> <tr><td>40,001～70,000</td><td>支払保険料×1/4+17,500</td></tr> <tr><td>70,001～</td><td>35,000</td></tr> </table> ②個人年金保険料だけの場合 ①と同様 ③両方の場合 ①と②の合計額			～15,000	全額	15,001～40,000	支払保険料×1/2+7,500	40,001～70,000	支払保険料×1/4+17,500	70,001～	35,000	一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料について、それぞれ次の計算式により計算した控除額の合計額(控除限度額:70,000円) ①平成24年1月1日以降に締結した保険契約等(新契約)に係る控除 (単位:円) <table border="1"> <tr><td>～12,000</td><td>全額</td></tr> <tr><td>12,001～32,000</td><td>支払保険料の1/2+6,000</td></tr> <tr><td>32,001～56,000</td><td>支払保険料の1/4+14,000</td></tr> <tr><td>56,001～</td><td>28,000</td></tr> </table> ②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)に係る控除 (単位:円) <table border="1"> <tr><td>～15,000</td><td>全額</td></tr> <tr><td>15,001～40,000</td><td>支払保険料の1/2+7,500</td></tr> <tr><td>40,001～70,000</td><td>支払保険料の1/4+17,500</td></tr> <tr><td>70,001～</td><td>35,000</td></tr> </table> ③新契約と旧契約の双方の保険料控除の適用を受ける場合 それぞれ①と②の計算式で求めた合計金額(上限28,000円)			～12,000	全額	12,001～32,000	支払保険料の1/2+6,000	32,001～56,000	支払保険料の1/4+14,000	56,001～	28,000	～15,000	全額	15,001～40,000	支払保険料の1/2+7,500	40,001～70,000	支払保険料の1/4+17,500	70,001～	35,000
	～15,000	全額																													
	15,001～40,000	支払保険料×1/2+7,500																													
	40,001～70,000	支払保険料×1/4+17,500																													
	70,001～	35,000																													
	～12,000	全額																													
12,001～32,000	支払保険料の1/2+6,000																														
32,001～56,000	支払保険料の1/4+14,000																														
56,001～	28,000																														
～15,000	全額																														
15,001～40,000	支払保険料の1/2+7,500																														
40,001～70,000	支払保険料の1/4+17,500																														
70,001～	35,000																														
地震保険料	①地震保険料だけの場合 支払った保険料×1/2(控除限度額:25,000円) ②損害保険料だけの場合 (単位:円) <table border="1"> <tr><td>～5,000</td><td>全額</td></tr> <tr><td>5,001～15,000</td><td>支払保険料×1/2+2,500</td></tr> <tr><td>15,001～</td><td>10,000</td></tr> </table> ※平成18年以前に締結した長期損害保険契約等 ③両方の場合 ①と②の合計額(控除限度額:25,000円)						～5,000	全額	5,001～15,000	支払保険料×1/2+2,500	15,001～	10,000																			
～5,000	全額																														
5,001～15,000	支払保険料×1/2+2,500																														
15,001～	10,000																														
寄附金	寄附金所得控除を廃止し 寄附金税額控除へ																														
障害者	26万円 特別障害者:30万円(同居特別障害者の場合 23万円を加算)																														
寡婦(夫)・ひとり親・勤労学生	寡婦(夫)、勤労学生:26万円 特定の寡婦:30万円																														
配偶者	配偶者:33万円 老人配偶者:38万円																														
配偶者特別	(単位:円) <table border="1"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>380,001～399,999</td><td>330,000</td></tr> <tr><td>400,000～449,999</td><td>330,000</td></tr> <tr><td>450,000～499,999</td><td>310,000</td></tr> <tr><td>500,000～549,999</td><td>260,000</td></tr> <tr><td>550,000～599,999</td><td>210,000</td></tr> <tr><td>600,000～649,999</td><td>160,000</td></tr> <tr><td>650,000～699,999</td><td>110,000</td></tr> <tr><td>700,000～749,999</td><td>60,000</td></tr> <tr><td>750,000～759,999</td><td>30,000</td></tr> <tr><td>760,000～</td><td>0</td></tr> </tbody> </table>						配偶者の合計所得金額	控除額	380,001～399,999	330,000	400,000～449,999	330,000	450,000～499,999	310,000	500,000～549,999	260,000	550,000～599,999	210,000	600,000～649,999	160,000	650,000～699,999	110,000	700,000～749,999	60,000	750,000～759,999	30,000	760,000～	0			
配偶者の合計所得金額	控除額																														
380,001～399,999	330,000																														
400,000～449,999	330,000																														
450,000～499,999	310,000																														
500,000～549,999	260,000																														
550,000～599,999	210,000																														
600,000～649,999	160,000																														
650,000～699,999	110,000																														
700,000～749,999	60,000																														
750,000～759,999	30,000																														
760,000～	0																														
扶養	扶養親族:33万円 特定扶養親族:45万円 老人扶養親族:38万円 同居老親等扶養親族:45万円																														
基礎	33万円																														

30	1	2	3	4
----	---	---	---	---

支払った医療費—補てん額—(総所得金額等×5% 又は10万円のいずれか低い金額) (控除限度額200万円)  
 セルフメディケーション税制による特例:支払った金額—補てん額—12,000円 (控除限度額88,000円)

ひとり親控除の創設・寡婦(夫)控除の見直し  
 寡婦、勤労学生:26万円 ひとり親:30万円

(単位:円)

区分	納税義務者の合計所得金額		
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000
配偶者	330,000	220,000	110,000
老人配偶者	380,000	260,000	130,000

(単位:円)

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～
380,001～900,000	330,000	220,000	110,000	0
900,001～950,000	310,000	210,000	110,000	0
950,001～1,000,000	260,000	180,000	90,000	0
1,000,001～1,050,000	210,000	140,000	70,000	0
1,050,001～1,100,000	160,000	110,000	60,000	0
1,100,001～1,150,000	110,000	80,000	40,000	0
1,150,001～1,200,000	60,000	40,000	20,000	0
1,200,001～1,230,000	30,000	20,000	10,000	0
1,230,001～	0	0	0	0

(単位:円)

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額			
	～9,000,000	9,000,001～9,500,000	9,500,001～10,000,000	10,000,001～
480,001～1,000,000	330,000	220,000	110,000	0
1,000,001～1,050,000	310,000	210,000	110,000	0
1,050,001～1,100,000	260,000	180,000	90,000	0
1,100,001～1,150,000	210,000	140,000	70,000	0
1,150,001～1,200,000	160,000	110,000	60,000	0
1,200,001～1,250,000	110,000	80,000	40,000	0
1,250,001～1,300,000	60,000	40,000	20,000	0
1,300,001～1,330,000	30,000	20,000	10,000	0
1,330,001～	0	0	0	0

(単位:円)

合計所得金額	控除額
0～24,000,000	430,000
24,000,001～24,500,000	290,000
24,500,001～25,000,000	150,000
25,000,001～	0